

青森県報

第八百三十五号

令和六年
十一月五日
(火曜日)

目次

告 示

○結核予防補助金の基準……………(保健衛生課) ……一

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域) ……一

○右 ……(三 八 地 域) ……二

○右 ……(同) ……三

告 示

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(東 青 地 域) ……四

青森県告示第五百七十号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第五百二十二号)第二条第一項の規定により令和六年度における基準を次のとおり定めたので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十一月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 四百五十四円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
二 四百七十八円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	(平成十年法律第百十四号)第五十三条の二第一項
三 五百六円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	の規定により行う定期の健康診断に要する経費
四 千七百六十七円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十一月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 広田電気工事商会
- 二 氏名 廣田昭三

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字鳥井野字長田五一の八

四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第一七一四三号

五 取消年月日 令和六年九月十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、電気工事業及び管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年九月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十一月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社袖村建設
- 二 代表者の氏名 袖村智佳子

三 主たる営業所の所在地 三戸郡田子町大字田子字上野ノ下タ一〇〇の七

四 許可番号 青森県知事許可（特―二）第五六六〇号

五 取消年月日 令和六年七月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設

業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年五月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十一月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 東北建機工業株式会社
- 二 代表者の氏名 西浦孝

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字北沼一八の六

四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第一六二七六号

五 取消年月日 令和六年九月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業及び鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十一月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社オトミチ
- 二 代表者の氏名 音道泰紀
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目三〇の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第三〇〇三五五号
- 五 取消年月日 令和六年九月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十一月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社菊地商会
- 二 代表者の氏名 菊地つるゑ
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字山道字小泉六一の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第一四五〇三号
- 五 取消年月日 令和六年七月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の

許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年六月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十一月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社中真工業
- 二 代表者の氏名 佐々木淳至
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市稲垣町千年上繁り二四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一四)第七〇〇〇二三号
- 五 取消年月日 令和六年九月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年七月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十一月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 中川塗装店
- 二 氏名 中川富雄
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字奥瀬字小沢口四三〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第一二二八七号
- 五 取消年月日 令和六年九月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和六年八月十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年十一月五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社剛健
- 二 代表者の氏名 高畑宏
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大曲二丁目二〇の一八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一五)第六〇〇一一八号
- 五 取消年月日 令和六年九月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、塗装工事業及び防水工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和六年八月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十一月五日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

- 一 物品等の名称及び数量
凍結防止剤供給単価契約 千トン程度
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
東青地域県民局地域整備部
青森市大字幸畑字唐崎七六の四
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和六年十月四日
- 五 落札者の名称及び住所
東日本ライナー株式会社
青森市大字新城字山田六七五の四
- 六 落札金額
二十五キログラム入り一袋当たり千二百四円
- 七 落札者を決定した手続
購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八
入札の公告を行った日
令和六年八月十九日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭